乗用型トラクターを運転する時には シートベルトを着用しましょう！

乗用型トラクターなどの農業機械による交通事故（H27～R1）では、
シートベルトを着用していない場合、およそ４人に１人が亡くなっています。

シートベルトを着用していない場合・・・



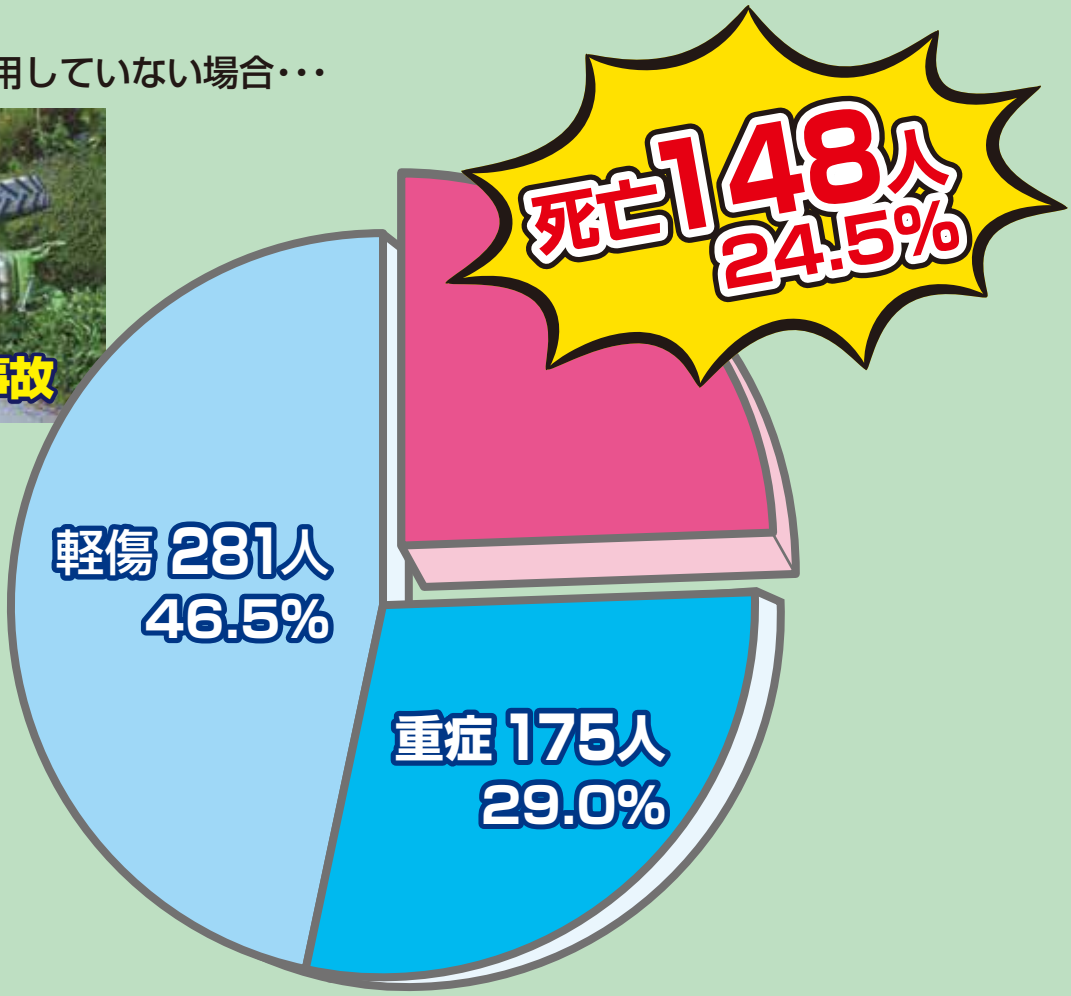

一方で、シートベルトを着用している場合は・・・

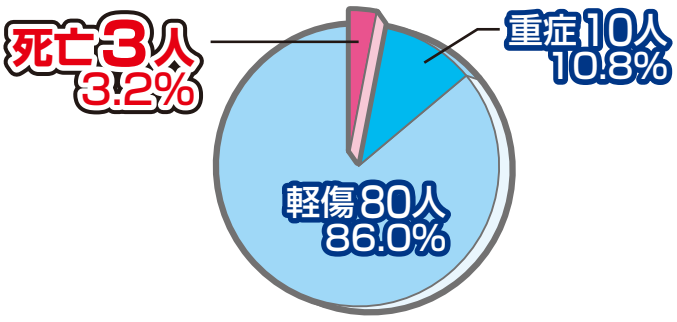

シートベルトを着用していない場合と比べ、死亡事故の割合は **1/8** です。

（公財）交通事故総合分析センターの集計結果より作成

見直そう！農業機械作業の安全対策
農作業安全確認運動

シートベルト＆ヘルメットで無事カエル

【農林水産省監修】

（裏面も御覧ください）

トラクターでの事故を防止するため
以下の点に取り組みましょう

① 安全フレーム又はキャビン付きトラクターを使用する。

② 運転時にはヘルメットを着用しシートベルトを締める。

③ 運転する時には、交通量の少ない一般道・農道を選んで通行する。

④ よく走行する農道は、路肩や曲がり角の草刈りやポール設置により安全にする。

⑤ ほ場の進入路・退出路は全て安全な幅・角度とし、進入路・退出路の手前は耕起しない。

⑥ 段差乗り越えなどのときは、作業機を下げバランスを失うことのないようにする。



⑦ トラクターに三角形の低速車マークや灯火器類を付ける。

⑧ ほ場作業終了後は、ほ場を出る前に左右ブレーキを連結する。

⑨ トラクターは定期的に点検を行う。

⑩ ユニバーサルジョイントには、きちんとしたプラスチックカバーと回り止めチェーンを付ける。

⑦



⑧



⑩



～ チェックシートで安全への取組を自己点検しましょう！ ～

農林水産省は、事業者等関係者が日々留意すべき事項と実行すべき事項を示した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を新たに策定しました。

具体的な留意事項（個別規範）がチェックシートに整理されましたので、安全への取組の自己点検にご活用ください。（計24項目・解説書付き）

令和２年度農作業安全総合対策推進事業　　一般社団法人日本農業機械化協会